

令和7年度 津市立三重短期大学 聴講生募集要項

聴講生として本学講義の聴講を希望する者は、選考のうえ、本科生の教育に支障のない限り聴講を許可しますので、下記により出願してください。

記

1 募集の内容

全科目の時間割の中から、都合のよい曜日・時間に合わせ、学習したい学科目を選択し、聴講することができます。

ただし、科目等履修生とは異なり、単位の認定はされません。

2 出願資格 令和7年3月31日において18歳以上の者

3 選抜方法 書類審査（受講計画書の提出による）

4 出願期間等

(1) 出願期間等は、次のとおりです。

ア 前期講義および通年講義

出願期間	令和7年3月3日（月）、4日（火）、5日（水） 9：00～17：00
合格発表	令和7年3月19日（水） 14：00
受講手続期間	令和7年4月1日（火）、2日（水） 9：00～17：00

イ 後期講義

出願期間	令和7年8月29日（金） 9月1日（月）、2日（火） 9：00～17：00
合格発表	令和7年9月9日（火） 14：00
受講手続期間	令和7年9月11日（木）、12日（金） 9：00～17：00

注：前期（後期）講義とは、前期（後期）に半年間行う講義をいい、通年講義とは、1年間を通して行う講義をいいます。

通年講義を後期の出願時に希望することはできません。

(2) 後期講義の出願について

後期講義のみを希望する場合は、後期の出願期間に出願してください。

ただし、前期講義（通年講義を含む）と後期講義の双方を希望する場合、前期講義に係る選考の際に後期講義の選考も併せて行いますので、前期の出願に併せて同時に出願することができます。

聴講希望の後期講義の開講日時を十分ご確認のうえ、出願してください。

5 出願方法および出願書類

出願期間内に、以下の書類に入学検定料を添えて、直接、本学に提出してください。

- (1) 願 書：本学の指定用紙に必要事項を記入し、写真1枚を貼付してください。
写真は、出願前3か月以内に撮影した、縦4.5cm・横3.5cm、無背景、無帽、上半身、正面向きのものとしてください。
- (2) 受講計画書：本学の指定用紙に受講を希望する理由（志望動機を具体的に述べ、これまで学んできたことを踏まえて、これからどのようなことを学び、それをどのように活かすのか等）を800字以内で記入してください。
- (3) 受 験 票：本学の指定様式の太線枠内に必要事項を記入してください。

6 聴講可能科目等

- (1) 聴講可能な科目は、時間割及び別紙『令和7年度科目等履修生及び聴講生の受講制限に関する一覧表』をご確認ください。

聴講そのものを認めていない科目や、条件により一部制限されている科目があります。

○受講制限の科目

受講できない科目は別紙の『令和7年度 科目等履修生及び聴講生の受講制限に関する一覧表』をご確認ください。

なお、受講生の人数や教員の都合等により、後日、受講制限がある科目を変更する場合があります。

- (2) 時間割について

お渡しする時間割は、現時点で決定された最新のものですが、教員の都合等により、後日、時間割が変更となる場合があります。

なお、受講生の人数によって、不開講となる科目がある可能性があります。

- (3) 語学科目について

「中国語Ⅱ」「ドイツ語Ⅱ」「フランス語Ⅱ」については、学習歴が1年程度ある方は履修可能です。

- (4) 講義形態について

講義の形態は原則、対面講義となります。

遠隔講義を行う場合は下記の形態で行います。

なお、通信環境によっては通信料金の負担が発生するのでご注意ください。

- ① 講義資料（pdf形式）と音声データ（mp3形式）を利用した講義
- ② Zoom等のWeb会議システムを利用した講義

7 納入金等

(1) 入学検定料等は、次のとおりです。

	入学検定料	入 学 料	授 業 料
納入金額	5,000円	5,000円	1単位につき5,000円
納入時期	出願書類提出時	受講手続期間中	

(2) 入学検定料の納入時期について

出願期間内に、指定の書類を添え、直接本学に納入してください。

(3) 入学料・授業料の納入時期について

聴講を許可された者は、受講手続期間内に所定の入学料等を納入してください。

また、前期出願時にあわせて後期講義の聴講を出願し、許可された場合の後期分授業料は、後期の受講手続期間内に納入してください。

受講手続期間内に手続を行わないと、聴講許可は効力を失います。

(4) 前期講義、または通年講義の聴講許可を受けている場合で、新たに後期講義を追加聴講しようとするときは、あらためて後期講義の出願期間に出願し、選考を受けなければなりません。

ただし、後期講義の出願に係る入学検定料・入学料は免除されます。

8 その他

入学を許可された者であっても、出席が常でなく、修学の実をあげることができないと認められた者については、入学許可を取り消すことがあります。

9 問い合わせ先

住所 : 〒514-0112 津市一身田中野157

電話番号 : 059-232-2341

担当 : 学生部 教務学生担当

聴講を許可された後の受講手続について

1 受講手続期間

所定の期間（募集要項「4 出願期間等」参照）に学生部窓口で受付を行います。この期間内に受講手続をしないと受講できませんので、十分注意してください。

※前期講義は、4月9日（水）から開始する予定です。

後期講義は、9月22日（月）から開始する予定です。

聴講許可科目の開講曜日・時間帯を確認のうえ受講してください。

2 履修申告上の注意事項

受講手続にあわせて、聴講許可を受けた学科目の履修申告を必ず行ってください。

履修申告を行わなければ、許可された学科目でも受講することはできません。

本学所定の「履修科目申告書」により履修申告を行ってください。申告書は、受講手続時にお渡しします。

(1) 前期の履修申告は、聴講許可を受けた通年講義科目と前期講義科目が対象です。

後期の履修申告は、聴講許可を受けた通年講義科目と後期講義科目が対象です。

学期ごとに申告していただきますが、後期分の申告については、後期受講手続期間に授業料の納入とともに行ってください。

(2) 履修申告を行う際、聴講許可を受けた科目の中から一部を取り消して申告することは可能です。ただし、聴講許可を受けていない科目を追加することや、聴講許可を受けた科目から聴講許可を受けていない科目への変更はできません。

3 必要書類等

(1) 写真1枚（縦 3.5cm × 横 3.0cm ※当方が「履修許可証」を交付する際に使用）

(2) 「履修科目申告書」（※本学所定の様式です。手続時にお渡しします。）

(3) 手続時納入金

ア 入学金 5,000 円

イ 授業料 1単位につき 5,000 円

注：前期に後期講義分もあわせて聴講許可を受けた場合、授業料は、前期および通年講義の科目分を納入してください。後期科目分の授業料は、後期受講手続期間内に納入していただきます。

後期受講手続期間は、令和7年9月11日（木）、12日（金）の9時00分から17時00分までです。

注：受講手続は期間内に行ってください。期間を過ぎると聴講許可は効力を失います。

4 その他

(1) 授業時間

授業時間は以下のとおりです。

学 科	法経科第1部・食物栄養学科・生活科学科					法経科第2部	
	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	1～2	3～4
時 限							
授 業 時 間	8:50 } 10:20	10:30 } 12:00	12:50 } 14:20	14:30 } 16:00	16:10 } 17:40	17:50 } 19:20	19:30 } 21:00

注：原則として、土・日・祝日は講義を行いません。

(2) 周知の方法について

講義開始後は、各種の伝達事項は、掲示板及び Web ポータルシステムへ掲載します。定期的に確認をするようにしてください。